兵庫県告示第115号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

神崎郡福崎町

2 事業の種類

町道福崎駅田原線新設工事(兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井地内から同町福田字町田地内まで)

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井及び町田地内

(2) 使用の部分

兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井及び町田地内

4 事業の認定をした理由

町道福崎駅田原線新設工事(以下「本件事業」という。)は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、神崎郡福崎町福田字中溝地内のJR播但線・福崎駅(以下「福崎駅」という。)を起点として、同町南田原字三反田地内の一般国道312号と町道中島井ノ口線が交差する辻川西交差点を終点とする延長約1,050m(以下「本件区間」という。)の全体計画のうち、同町福田字藤井地内の県道甘地福崎線の拡幅部分との接続部から、同町福田字町田地内の町道馬田山崎線との交差点部までの延長100mの区間(以下「申請起業地区間」という。)について、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第4種第3級の規格に基づく2車線、全幅員14mの道路を整備するものである。

また、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1項第4号に掲げる市町村道に関する事業で、法第3条 第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

② 法第20条第2号要件について

町道福崎駅田原線(以下「本路線」という。)は、道路法第8条の規定に基づき福崎町が町道に認定した路線であり、同法第16条の規定に基づき福崎町が道路管理者となること等から、起業者である福崎町は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、兵庫県神崎郡福崎町福田字中溝302番11を起点とし、福田字藤井341番1を終点とする延長168m(内申請起業地区間は100m)の新設道路である。福崎駅から中心市街地方面を結ぶ県道甘地福崎線は、家屋・店舗等が多く建ち並び、かつ町立福崎小学校や町立福崎西中学校の通学路に指定されているにもかかわらず、幅員狭小な1車線道路であり、また、歩道も整備する余地が無いため、車両の安全かつ円滑な通行や通勤・通学等における歩行者等の安全な通行に著しい影響があり、近年の自動車交通量の増加により、出会い頭等の交通事故も多発している状況にある。

また、中心市街地から福崎駅方面への交通を補完する一般国道312号は、県道三木宍粟線や姫路方面からの流入交通が集中するため、県道甘地福崎線と接続する福崎新町交差点付近では交通混雑が著しく、路線バス等の円滑な通行に大きな影響を与えている。

さらに、福崎駅には、路線バスが運行されているが、福崎駅のバス停位置は、駅の改札出口から約128 m離れた町道駅南幹線と県道甘地福崎線が交差する福崎駅前交差点の南側に設置されており、通勤・通学等における路線バス利用者においては、途中横断歩道が2箇所あるなど、駅からバス停間のアクセス利便性が損なわれている状況にあることから、通勤・通学等利用者が不便な状況にある。

加えて、福崎駅前周辺は、木造建築物が密集し、幅員狭小な道路も多いため、防火性が低いことから、火災等発生時における緊急車両の迅速な救急活動や地域住民の安全な避難活動に大きな支障がある。

本件事業の完成により、福崎駅と中心市街地を直結する線形良好な2車線道路が整備されるため、安

全かつ円滑な自動車交通の確保及び交通混雑の著しい一般国道312号や県道甘地福崎線の交通の分散化により福崎新町交差点付近の交通混雑の緩和が図られるほか、鉄道や路線バス等利用者の利便性及び都市防災機能並びに観光地への誘致や地域間の交流といった各向上に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業が環境に及ぼす影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)に定める実施対象外の事業であるが、本路線の計画交通量(平成42年:3,700~7,300台/日)を対象とした相対的な評価として、兵庫県内の同等以上の交通量を有する他路線における測定結果と比較し検討を行っており、その結果によると、車両の走行に起因する騒音、振動及び大気質については、全ての項目において環境基準等を満足している。

また、本件区域内の土地において、既往の環境調査情報等による文献調査によると、学術上又は希少性等の観点から重要な種とされている動植物が確認されている。これらについて、学識経験者に聞き取り調査をしたところ、「当該事業計画箇所は市街化が進んでいることから自然環境(動物・植物)に与える影響は小さい。」との回答を得ていることから、本件事業が及ぼす影響の程度は小さいと推測される。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のための特例の措置を講ずべき文化財は、見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたとおり、県道甘地福崎線は、幅員狭小な1車線道路であり、歩道の整備も十分でないため、歩行者等の安全な通行に支障をきたしている。また、近年の交通量の増加に伴い、出会い頭等の交通事故も多発している状況であるため、本事業を施行することにより、交通の分散化を図り、福崎新町交差点付近の交通混雑の緩和を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウ総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があり、 その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

福崎町役場まちづくり課